

【 身 体 基 準 】

①	次に定める身体の基準に該当する者。 ア 身長が概ね１６０センチメートル以上 （女性にあつては、概ね１５５センチメートル以上） イ 体重が概ね５０キログラム以上 （女性にあつては、概ね４５キログラム以上） ウ 胸囲が身長の概ね２分の１以上
②	視力（矯正視力を含む。）が、両眼で０．７以上、かつ、一眼でそれぞれ０．３以上であること。
③	聴力が左右とも正常であること。
④	言語明りょうで、十分発声ができること。
⑤	身体健全で四肢機能が正常であること。
⑥	精神機能及び神経系統に異常がないこと。
⑦	結核性疾患、伝染性疾患及びその他の疾患がないこと。
※ 次のいずれかに該当する方は受験できません。 ・日本国籍を有しない方 ・地方公務員法第１６条に定める欠格事項に該当する方	